



# 知的夢工房

第 173 号

平成 27 年 8 月 2 日

定例会  
毎月第 1 日曜

発明工夫、アイデア、知的財産を楽しむ会

発行 知的夢工房  
TEL050-3344-5032 熊本



## 最近の知財権制度の改正・変更・話題など

先般 7 月 21 日(火)に、熊本市でも特許庁主催の知的財産権制度説明会(初心者向け)が開催されました。その中から、最近の新制度や改正変更事項、話題などをいくつかご紹介いたします。なお、もっと詳しく知りたい方は特許庁のホームページを参照下さい。また、熊本の方は熊本県知財総合支援窓口(☎096-285-8840)でもサポートして頂けます。



### 1、職務発明制度の見直し

社員が会社の仕事として行った職務発明の権利は誰のものかというもので、これまでは社員のものでしたが、制度見直しにより次のようになります。

即ち、会社規定などに、職務発明成果の権利は会社のものでおけば、権利はすべて会社のものになるという改定です。その際、会社は発明者に対し報奨(金銭や処遇待遇等の)を与える事が義務付けられます。なお、上記の様な「会社のもの」や「報奨」などの規定を定めていない時は、発明成果の権利は従来通り発明した社員のものであります。

### 2、特許や商標の料金改正

利用者の負担軽減や国際競争力強化を狙いとした特許と商標の料金改正です。特許では特許料(特許取得後の維持費、いわゆる年金)が 10%程度、商標ではその登録料が 25%程度、その更新登録料が 20%程度引き下げとなります。ただ、本法案は 7 月 10 日に国会を通過したばかりで、実施は 1 年以内にとの事です。



### 3、新しいタイプの商標の追加

先般の本会会報第 169 号(平成 27 年 3 月 1 日)でもお知らせの通り、従来の文字商標、図形商標、記号商標、立体商標、結合商標類に加えて、下記の 5 つの新商標が登録できるようになりました。

・動き商標 ・ホログラム商標 ・色彩のみからなる商標 ・音商標 ・位置商標

欧米ではこれらの商標はすでに出願や登録が実施されていますが、我が国では今年の 4 月から出願受付が始まり、現在はその出願されたものの審査中で、登録されたものはまだありません。

### 4、特許情報プラットフォーム(J-Plat Pat)

特許等の先願調査用の「特許電子図書館(IPDL)」が「特許情報プラットフォーム(J-Plat Pat)」に変更になりました。トップページなども変わりましたが、今まで通りいろいろの検索他が出来ます。そのガイドブックもあり、利用するとわかり易いです。



### 5、特許出願や取得へのコメント

・ひと昔前までは出願はすべて書面(紙で)出願でしたが、今は電子出願も出来るようになり、現在は出願の 98%が電子出願との事です。

・出願後に審査請求をすると、内容不備なものへは特許庁から拒絶理由通知書が送付されて来ます。それに意見書等を提出しても拒絶理由が解消されない時は拒絶査定となり特許取得が出来ません。ただ拒絶理由が解消されたものへは特許査定のお知らせが来て特許取得となります。その特許取得となる割合は、しばらく前までは約 50%でしたが最近では 70%程度にアップしたそうです。

( 黒田 武 )



< 知的夢工房への入会のお誘い >

< 発明工夫好きの人 大歓迎！ 一緒にヒット商品を！ >

<定例会：毎月第 1 日曜日 13 時～17 時> <年会費：6 千円>

連絡先；050-3344-5032

ホームページ；知的夢工房 <http://www.yume.ch/>

